

わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム規約

(名称)

第1条 この組織は、「わかやまヘルスケア産業革新プラットフォーム」(以下「本プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、県内における民間企業、医療・福祉関係、大学及び金融機関等の連携を促し、ヘルスケアに関連する産業創出及び振興を図ることを目的とする。

(会員等)

第3条 本プラットフォームは、前条の目的に賛同し、別に定める手続きにより入会の申し出があった企業(個人事業主を含む。以下同じ。)及び団体等により構成するものとする。

(1) 会員の区分 会員を以下のとおり区分する。

ア 企業会員

健康寿命延伸産業分野に関わる企業又は参入を検討中の企業

イ パートナー会員

企業会員の実施する取組みに対し、共同研究・共同開発や実証事業の支援を行う大学、研究機関、医療及び介護関係団体等

ウ サポーター会員

本プラットフォームにおける実施事業の企画・運営を行うとともに、自ら健康寿命延伸産業の創出・振興に資する支援事業を検討・実施する産業支援機関、金融機関、自治体等

(2) 会費 無料とする。

(実施事業)

第4条 本プラットフォームでは、目的の達成に向けて以下の事業を行うものとする。

- (1) 会員が実施する健康寿命延伸産業の創出・振興に資する事業への協力
- (2) セミナー等における、会員による取組の情報発信・成果発表
- (3) 会員による国の事業(補助事業等)への提案支援
- (4) 会員同士のマッチング
- (5) 健康寿命延伸産業創出につながるビジネスプランコンテストの実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第5条 本プラットフォームの事務局は、和歌山県商工観光労働部企業政策局に置く。

(その他)

第6条 会員の入会及び退会の届出に関する手続き、その他本プラットフォームの運営に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年10月6日に施行する。